

現行	改正案
<p>第4章 役員 (役員) 第7条 (5)理事 20名以内</p> <p>(役員を選出) 第9条 設立初年度における役員を選出方法は、発起人より互選により選出する。設立2年目以降の役員を選出方法は、次による。 (1) 会長、副会長、監査は理事会で選出し、総会で承認を得る。</p> <p>(2) 事務局長～ (3) 理事は～</p> <p>(役員の任期) 第10条 役員任期は、2年とし、～</p> <p>(役員の仕事) 第11条 (4) 会計～ (5) 理事は～ (6) 監査は～</p> <p>第5章 会議 (会議) 第12条 3 総会は、全会員をもって構成され～</p>	<p>第7条 (5)理事 30名以内 追加 (7)事務局員 若干名</p> <p>第9条 役員選出方法は次のとおりとする。 (1) 会長、副会長は理事の中から選出し、総会で承認を得る。</p> <p>追加 (2) 監査は理事会で選任し、総会で承認を得る。</p> <p>(3) へ (4) へ</p> <p>第10条 役員任期は、1年とし、～</p> <p>第11条 追加 (4) 事務局員は事務局長を補佐する。 (5) 会計～ (6) 理事は～ (7) 監査は～</p> <p>3 総会は、役員並びに単位子ども会代表をもって構成され、～</p>

現行	改正案
<p>4 臨時総会は、理事会が必要と認めたと き、または、会員の5分の1以上、若しくは、 監査が理由を示して開催を請求したときに 開催する。</p> <p>(会議の議決)</p> <p>第7章 規約改正</p> <p>第17条 この規約を改正するときは、改正 案とその趣旨を全会員に通知し、総会におい て出席者の3分の2以上の賛成を必要とす る。</p> <p>第8章</p> <p>第18条</p> <p>2 細則および規則ならびに規定を改正す るときは、理事会の構成員に通知し、3分の 2以上の賛成を必要とします。</p> <p>第19条</p> <p>細則 第2条 廿日市市子ども会育成連絡 協議会規約第6の会費は、平成13年度にお いては、徴収しない。</p> <p>第3条 平成15年4月より佐伯、吉和地区 を設置する。</p>	<p>4 臨時総会は、理事会が必要と認めたと き、若しくは監査が理由を示して開催を請 求したときに開催する。</p> <p>第13条</p> <p>追加 2 この規約を改正するときは、総 会において出席者の3分の2以上の賛成を 必要とする。</p> <p>削除</p> <p>第7章</p> <p>第17条</p> <p>2 細則および規則ならびに規定を改正 するときは、理事会の3分の2以上の賛成 を必要とする。</p> <p>第18条</p> <p>追加 附則 4 .この規約は、平成16年 4月24日改正し、翌日施行する。</p> <p>削除</p> <p>第2条 平成16年4月より廿日市、佐 伯、吉和地域を設置する。</p>

現行	改正案
<p data-bbox="277 304 440 331">第6章 会計</p> <p data-bbox="277 348 797 468">第15条 この会の経費は、会員からの会費、補助金、寄付金、その他によって賄われる。</p>	<p data-bbox="820 304 982 331">第6章 会計</p> <p data-bbox="820 348 1339 468">第15条 この会の経費は、市からの補助金、会員からの会費、寄付金、その他によって賄われる。</p>

廿日市市子ども会育成連絡協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、廿日市市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」という。細則および規定についても同じとする。）という。

(事 務 所)

第2条 事務所は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的並びに事業

(目 的)

第3条 この会は、廿日市市の単位子ども会及び関係諸機関の連絡をはかり、子ども会の組織の拡充及び活動の促進並びに助成をとおして、児童、生徒の健全な育成と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 調査研究並びに資料の収集
- (2) 子ども会相互、および、関係機関との連絡並びに調整
- (3) 子ども会指導者の養成及び研修
- (4) 子ども会組織の拡充と強化
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員および会費

(会 員)

第5条 この会の会員は、第3条の目的に賛同し、入会した廿日市市内の子ども会の育成者、並びに、この会の趣旨に賛同するもので、会費を納めるものとする。

(会 費)

第6条 会費は、単位子ども会構成員（「児童、生徒、育成者（指導者を含む。以下同じ。）」をいう。）一人につき年額200円とする。
ただし、納入済みの会費は、どのような事由があっても返還しない。

第4章 役 員

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- | | | | |
|------------|---------|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 4 名以内 |
| (3) 事務局長 | 1 名 | (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 理 事 | 3 0 名以内 | (6) 監 査 | 2 名 |
| (7) 事務局員 | 若干名 | | |

(顧 問)

第 8 条 この会に顧問を置くことが出来る。顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員 の 選 出)

第 9 条 役員 の 選 出 方 法 は、次 の と お り と す る。

- (1) 会 長、副 会 長 は 理 事 の 中 か ら 選 出 し、総 会 で 承 認 を 得 る。
- (2) 監 査 は 理 事 会 で 選 任 し、総 会 で 承 認 を 得 る。
- (3) 事 務 局 長 及 び 会 計 は 理 事 会 の 承 認 を 得 て、会 長 が 委 嘱 す る。
- (4) 理 事 は、会 員 の 推 薦 す る 者 の 中 か ら、総 会 の 承 認 を 得 た 者 と す る。

(役員 の 任 期)

第 1 0 条 役員 の 任 期 は、1 年 と し、再 任 を 妨 げ な い。但 し、欠 員 が 生 じ た 場 合 の 補 欠 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

(役員 の 任 務)

第 1 1 条 役員 の 任 務 は 次 の と お り と す る。

- (1) 会 長 は、会 を 総 括 し、総 会 お よ び 理 事 会 を 招 集 し て す べ て の 会 議 の 議 長 と な る。但 し、必 要 が あ る 時 は 総 会 の 議 長 は 理 事 の 中 か ら 会 長 が 委 嘱 す る こ と が で き る。
- (2) 副 会 長 は、会 長 を 補 佐 し、会 長 の 事 故 あ る と き、ま た は、会 長 が 欠 け た と き は、会 長 が あ ら か じ め 指 定 し た 順 序 に 従 い、そ の 職 務 を 代 行 す る。
- (3) 事 務 局 長 は、事 務 全 般 を 処 理 す る。
- (4) 事 務 局 員 は、事 務 局 長 を 補 佐 す る。
- (5) 会 計 は、会 計 事 務 を 担 当 す る。
- (6) 理 事 は、理 事 会 を 構 成 し、会 務 の 執 行 を 決 定 す る。
- (7) 監 査 は、会 計 監 査 を 行 う。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 1 2 条 この会 の 会 議 は 総 会 お よ び 理 事 会 と し、総 会 は 定 期 総 会 と 臨 時 総 会 と す る。

- 2 会 議 の 議 長 は、会 長 ま た は 会 長 の 指 名 す る 理 事 と す る。
- 3 総 会 は、役 員 な ら び に 単 位 子 ど も 会 代 表 を も っ て 構 成 さ れ、こ の 会 の 最 高 議 決 機 関 で、年 度 始 め に 開 催 し、次 の こ と を 決 議 す る。

事業報告および会計報告の承認、事業計画および予算計画の承認

役員 の 選 出

規約 の 改 正

そ の 他 の 重 要 事 項

- 4 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、若しくは、監査が理由を示して開催を請求したときに開催する。
- 5 理事会は、会長、副会長、事務局長、会計、および理事をもって構成し、必要に応じて会長が必要と認めたとき、または、理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示した時に開催する。
- 6 会議を開催召集する場合は、その構成員に対し、会議の目的たる事項およびその内容、並びに、日時および場所を示して、文書を持って通知しなければならない。

(会議の議決)

- 第13条 会議の議決は、その会議の構成員の半数以上(委任状を含む。)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 2 この規約を改正するときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(会長専決処分)

- 第14条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決事項について、専決処分することが出来る。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において、報告しなければならない。

第6章 会 計

(会 計)

- 第15条 この会の経費は、市からの補助金、会員からの会費、寄付金、その他によって賄われる。

(会計年度)

- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 その他

(細則および規則ならびに規定)

- 第17条 この規約の解釈、並びに、この会の運営に必要な事項は、細則および規則ならびに規定に定める。
- 2 細則および規則ならびに規定を改正するときは、理事会の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第18条 市子連安全会規約は、別に定める。

附 則

- 1 . この規約の改廃は総会の議決による。

- 2 . この規約は、平成 1 3 年 6 月 2 日より施行する。
- 3 . この規約は、平成 1 5 年 4 月 2 6 日改正し、翌日施行する。
- 4 . この規約は、平成 1 6 年 4 月 2 4 日改正し、翌日施行する。

廿日市市子ども会育成連絡協議会細則

第 1 条 市子連規約の取扱については、廿日市市子ども会育成連絡協議会細則(以下「細則」という。)によるものとする。

第 2 条 平成 1 6 年 4 月より廿日市、佐伯・吉和地域を設置する。

第 3 条 会議の招集、規約並びに細則、規則、規定を改正する場合は、7 日前までに構成員に通知する事を努める。

附 則

- 1 . この規約は、平成 1 3 年 6 月 2 日より施行する。
- 2 . この規約は、平成 1 5 年 4 月 2 6 日改正し、翌日施行する
- 3 . この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 9 日改正し、翌日施行する。